

維持管理経費に関する交付基準

分 類	詳細基準
光 熱 費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス及び水道料金を指す。 ・公衆喫煙所のために光熱費に係る契約をしており、それを証明する書類の提出がなされた場合、全額対象とする。 ・施設全体で高熱費の契約をしている場合は、延べ床面積における喫煙所の割合をもとに算出する。 (例) 全体の電気代金が月額 200 万円、喫煙所面積 10 m²、延べ床面積 17,000 m²の場合 $200 \text{ 万円} \times 10 / 17,000 = 1176.4 \text{ 円}$ 千円未満切り捨てのため、<u>1,000 円</u> <p>*ガス、水道料金も同様の算出方法とする。</p>
清 掃 費	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所内の清掃に係る経費（ごみ処理費は除く。）を指す。 ・公衆喫煙所の清掃のために業者と契約し、費用等を支払っている場合は対象とする。初回契約に係る費用等も対象とする。 ・施設全体で業者と清掃に係る契約をしている場合の費用は対象外とする。 ・従業員が店舗清掃の一環として実施する場合は、対象外とする。
ごみ処理費	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所内で発生するごみやたばこの吸い殻（以下「ごみ等」という。）の処理費用を指す。 ・公衆喫煙所内のごみ等の処理を行うために業者と契約し、費用等を支払っている場合は対象とする。初回契約に係る費用等も対象とする。 ・施設全体で業者とごみ等の処理に係る契約をしている場合の費用は対象外とする。
備品の保守費	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所内に設置している空気清浄機やエアコンのフィルターの交換費や修理費を指す。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、共益費、火災保険料、契約更新料等は対象外とする。 ・公衆喫煙所内の広告掲載に係るモニター等の保守費等は対象外とする。 ・公衆喫煙所内に設置する自動販売機の保守費等は対象外とする。